

(2) 第 4 次市障がい者計画改定等に係る
パブリックコメントに向けた素案について

第4次市障がい者計画改定等に係る素案作成の考え方

1 本市における課題

第4次市障がい者計画改定等に伴い、障がい当事者、障がい関連団体、障害福祉サービス提供法人・事業所へのアンケート等によるニーズ等調査を実施したところ、障がい者等への支援は、乳幼児期から老年期まで各年代に応じたニーズがあり、身体障がい、知的障がい、精神障がい等の障がい種別によりニーズが異なるほか、「親亡き後」など障がい者が属する世帯全体の複合化・複雑化した課題への対応などが求められていることが確認できた。

具体的には、障害福祉サービス事業所等の社会資源不足により、希望するサービスが利用できていない、又は希望する量の確保ができていない状況にある。

また、障害福祉サービス事業所の市内分布についても、北部地区に比べ南部地区が少ないなど地域間において差が生じている状況にある。

2 課題解決に向け必要な取り組み

課題の解決に向け、次の取り組みについて強化・促進を図る必要がある。

- (1) 不足する障害福祉サービスの充足に向けた呼びかけ及び運営法人・事業所への支援
- (2) 障がい者等への支援体制の強化を図るため「相談支援の充実・強化」及び「障害福祉サービス事業所等の連絡・連携ネットワークの構築」
- (3) 障がい福祉に係る人材の育成及び質の向上。

3 パブリックコメント実施に向けた素案作成にあたり勘案した特徴

(1) 第4次市障がい者計画（後期）

第4次市障がい者計画策定以後の「社会情勢の変化」や「国等の動向」、「地域課題の変化」及び「当協議会各委員から出された意見」を新たに勘案し施策体系を作成。

① [4つの視点]

旧	新
【視点2】 障がい者の <u>意思決定支援</u> に基づく 総合的な支援	【視点2】 障がい者の <u>自己決定の尊重及び本人中心</u> の総合的な支援

旧	新
<p>【視点 2】 (2) <u>当事者本位の</u> _____ 相談支援、生活支援体制の整備</p> <p>(4) 権利擁護、 _____ 成年後見制度に関する啓発及び推進</p>	<p>【視点 2】 (2) <u>意思決定支援に基づく</u> 相談支援、生活支援体制の整備</p> <p>⇒ 障害者総合支援法の施行後 3 年目の見直しによる「意思決定支援」の普及・促進及び質の向上</p> <p>(4) 権利擁護、<u>差別解消</u>、成年後見制度に関する啓発及び推進</p> <p>⇒ 差別解消法の施行</p>
<p>【視点 3】 <u>障がいの種別、支援等</u> _____ を考慮した総合的なサービスの提供</p>	<p>【視点 3】 <u>障がい特性、障がい者の個性等</u> を考慮した総合的なサービスの提供</p> <p>⇒ 障害者総合支援法の施行後 3 年目の見直し</p>
<p>【視点 4】 第 4 次障がい者計画は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『いわき市地域福祉計画』、『 _____ 高齢者保健福祉計画』、『<u>新・いわき市子育て支援計画後期行動計画</u>』、『健康いわき 21』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。</p>	<p>【視点 4】 第 4 次障がい者計画は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『いわき市地域福祉計画』、『<u>いわき市高齢者保健福祉計画</u>』、『<u>いわき市子ども・子育て支援事業計画</u>』、『健康いわき 21』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。</p> <p>⇒ 「子ども・子育て関連 3 法」の制定</p>

② [各分野に位置づけられる施策の基本的方向性]

旧	新
<p>施策分野：啓発・広報 キ 権利擁護、_____成年後見制度に関する啓発及び推進</p>	<p>施策分野：啓発・広報 キ 権利擁護、<u>差別解消</u>、成年後見制度に関する啓発及び推進 ⇒ 差別解消法の施行</p>
<p>施策分野：生活支援 ア <u>当事者本位の</u> _____相談支援、生活支援体制の整備 エ 地域移行 _____の推進</p>	<p>施策分野：生活支援 ア <u>意思決定支援に基づく</u>相談支援、生活支援体制の整備 ⇒ 障害者総合支援法の施行後3年目の見直しによる「意思決定支援」の普及・促進及び質の向上 エ 地域移行<u>及び自立生活への援助</u>の推進 ⇒ 自立生活援助の創設</p>
<p>施策分野：生活支援 キ (新たに追加) ク (新たに追加)</p>	<p>施策分野：生活支援 キ <u>地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備</u> ⇒ 「我が事・丸ごと」の地域福祉支援体制づくり ⇒ 地域生活支援拠点等整備 ク <u>共生型サービス提供体制の整備</u> ⇒ 共生型サービスの創設</p>
<p>施策分野：雇用・就業 ウ 一般就労への移行促進 _____の支援体制の充実</p>	<p>施策分野：雇用・就業 ウ 一般就労への移行促進<u>及び職場定着</u>の支援体制の充実 ⇒ 就労定着支援の創設</p>

(2) 第5期市障害福祉計画及び第1期市障害児福祉計画

1及び2を踏まえ、次の事項について勘案し作成。

- ① 障害福祉サービス事業所等の不足及び地域間における格差の解消に向け、アンケートによるニーズ調査結果を踏まえ、サービス種別毎にニーズが高い地区を記載し、事業参入地域の目安となるように作成。
- ② 障害福祉サービス事業所等の不足解消に向け、障害福祉サービスの見込量を定めるのと合わせ、サービス見込量に対し必要となる定員数についても定めることで、障害福祉サービス基盤整備の目安となるように作成。

(3) 冊子の構成

市障がい者計画と市障害福祉計画については、基本的計画と実施計画の関係となるが、今まで策定期間や策定期が重ならなかったことから、相互関係はあるものの別々の冊子で作成されてきたために関係性や連動性が見えづらい状況となっていた。

しかし、本年度は「第4次市障がい者計画」、「第5期市障害福祉計画・第1期市障害児福祉計画」の改定等の時期が重なることから、本計画改定等以後の次期計画策定も見据え、関係性や連動性の「見える化」を向上させるため、1冊に合冊し作成。

4 今後のスケジュール

- ・パブリックコメント：平成30年1月中旬～下旬
- ・平成29年度第4回市地域自立支援協議会（第4次市障がい者計画改定等）：2月上旬